

不当判決を弾劾する！！

4月21日、名古屋地方裁判所において「蒲郡駅事件」刑事裁判の判決が下された。内容は、「懲役6ヶ月、執行猶予2年」という不当極まりない判決である。

我々はこの不当判決に怒りを込めて断固抗議するものである。まさにJ R 東海会社と警察権力と一体となった攻撃あるという事はいうまでもない。

裁判所の判決の理由として、裁判官が「書庫の鍵をかけ忘れと思われる」だとか「1分たらずで書庫から盗み出したという」等々いずれも推論という内容などであり、最初から有罪ありきの判決である。

私たちJ R 東海労大二両分会は、不当判決に断固弾劾し、労働組合破壊の政治弾圧や国策捜査を許さず、加藤誠二さんと美世志会の完全無罪・職場復帰をかちとるまで断固闘うものである。

(裏面にJ R 東海労本部の抗議声明掲載)